令和２年９月23日

**「国勢調査」をかたる不審な訪問にご注意ください**

**国勢調査をかたって、個人情報を聞き出そうする事案が発生し、泉佐野市より以下のとおり報告がありました。府民の皆様におかれましては、十分ご注意くださるようお願いいたします。**

**１　事案の概要**

　（１）日時　９月16日（水曜日）午後３時頃

（２）場所　泉佐野市

（３）状況

９月16日10時頃に国勢調査員が泉佐野市在住の世帯宅へ訪問し、調査書類を手渡して配布した。当該世帯員は、調査書類を自宅内に持ち帰ることなく玄関ポストに一時保管した。その後、世帯員が外出し帰宅すると調査書類が無くなっており、疑問に思っていた。

すると９月16日15時頃にある男性が「一人暮らしで回答ができなければ、印をついてくれたら私が回答しますよ。」と玄関ポストに入れていたはずの調査書類を持って現れた。当該世帯員は「妹に相談して回答できるので、要りません。」と断わったところ、その男性は調査書類を置いて立ち去った。他の家に立ち寄った様子はなかった。

**２　府民の皆様へ**

国勢調査は、本年10月１日を期日として実施します。９月14日（月）から調査書類を配布しています。今回の調査では、新型コロナウイルス感染防止のため、できる限り世帯の皆様と調査員が対面しない非接触の方法で行うようにしています。

調査員は身分を証明する「国勢調査員証」を携帯し、腕章を身につけています。

また、国勢調査では、金銭を要求することや、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号をお聞きすることもありません。

なお、統計調査に関し、不審な電話や訪問がありましたら、大阪府総務部統計課（06-6210-9197）又は、市町村の統計主管課までお問い合わせください。

**３　大阪府の対応**

　大阪府では、国勢調査をかたった不審な電話等に注意するよう、ホームページで府民に呼びかけるとともに、府内全市町村に対し注意喚起を行います。

【参考】

○「かたり調査」とは、何者かが調査員になりすまし、統計調査と紛らわしい表示や説明をして情報を得る行為のことです。このような行為に対して統計法では、罰則規定（２年以下の懲役、又は100万円以下の罰金）を定めています。

○国勢調査に関しては、大阪府では前回調査前年度（平成26年度）に６件、調査年度（平成27年度）に36件、調査翌年度（平成28年度）に６件の事案が発生しています。